

国立大学法人奈良教育大学教職員出向規則

平成16年4月1日  
制 定

(目的)

第1条 この規則は、国立大学法人奈良教育大学教職員就業規則(平成16年奈良教育大学規則第43号)第15条第2項の規定に基づき、国立大学法人奈良教育大学(以下「本学」という。)から本学以外の国立大学法人等(以下「出向先」という。)に出向する教職員(以下「出向者」という。)の取扱いに関する必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において、「出向」とは、本学に教職員として在籍のまま、出向先の指揮命令のもとに、出向先においてその業務に従事することをいう。

(出向の取扱原則)

第3条 本学は、出向者の労働条件等が出向によって著しく不利益とならないよう配慮する。

(労働条件の説明等)

第4条 本学が教職員に出向を命ずる場合は、出向先、出向目的、出向先の担当業務、労働条件及び出向期間等を説明しなければならない。

(出向者の心得)

第5条 出向者は、出向目的を達成するため、出向先の指揮命令に従い、出向先の職員と協力し、誠実に勤務しなければならない。

(在籍出向者の所属)

第6条 在籍出向者の出向期間中の本学における所属は、事務局付けとする。

(出向期間)

第7条 出向期間は原則として3年以内とする。ただし、業務上の都合等により、出向期間を短縮又は延長することがある。

2 前項の期間は、本学の勤続年数に通算する。

(復帰)

第8条 出向者が次の各号の一に該当する場合は、本学に復帰させる。

一 出向期間が満了したとき

二 出向期間中に退職する場合

三 出向先の就業規則による解雇、懲戒（減給、戒告は除く。）及び休職の事由に該当した場合

四 その他本学が特に必要と認めた場合

（服務等）

第9条 出向者の出向先における服務規律、勤務時間、休日、休暇等の労働条件については、出向先の就業規則に従う。ただし、解雇、懲戒（減給、戒告は除く。）及び休職に関するものを除く。

（給与）

第10条 出向者の給与は、出向先の給与規則により出向先が支給する。ただし、これにより難しい事情がある場合は、出向先との協議により別に定めることができる。

（赴任旅費、帰任旅費）

第11条 赴任、帰任の旅費については、次のとおりとする。ただし、これにより難しい事情がある場合は、出向先との協議により別に定めることができる。

- 一 赴任するときの旅費は、出向先が支給する。
- 二 帰任するときの旅費は、本学が支給する。

（安全衛生）

第12条 出向者の健康管理、その他の安全衛生の管理は出向先が行うものとする。

（共済保険等）

第13条 出向者の共済保険、共済年金保険、雇用保険及び労災保険は出向先で取り扱う。

（退職手当）

第14条 出向者が出向期間中に死亡した場合、その時点において本学に復帰したものとみなし、退職手当は、国立大学法人奈良教育大学教職員退職手当規則（平成16年奈良教育大学規則第65号）により本学が支給する。

（例外事項の取扱い）

第15条 出向先又は本学の事情その他により、この規則に定めのない事項が生じたときは、その都度、出向先及び本学で協議する。

附 則

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 平成16年3月31日以前において本学への復帰を前提として他機関へ転任し、平成

16年4月1日において引き続き他機関に在籍する者は、第2条に規定する出向により出向している者とみなす。